

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－６ 不適切な取引等</p> <p>Ⅲ－３－１－６－３ M&A ファイナンス等の際の不適切な取引の発生の防止</p> <p><u>金融機関は一般に複数の取引先を有していることから、敵対的企業買収において銀行が買収側、被買収側の双方と取引関係を有する場合など、取引先企業間で利害対立事象が生じ得ることを踏まえ、利益相反行為の防止、レピュテーションリスクの回避など、業務運営の適切性に対する懸念を招くことのないよう、態勢が整備されているか。</u></p> <p><u>特に、買収資金融資に関与する場合には利益相反の立場が直ちに顕在化することを踏まえ、日頃より、資金使途の把握を踏まえた審査管理、非公開情報の適切な管理、所要の情報遮断措置の確保、人的側面を含めた取引先との関係の妥当性の検討など、適切なリスク管理、法令等遵守確保の観点からの具体的対応策が採られているか。</u></p> <p><u>なお、銀行間の合併等が行われている場合には、取引先の拡大に伴いこうした蓋然性が増すことを踏まえ、特に適切な態勢整備が必要となることに鑑み、実効性ある取組みが行われているか。</u></p> <p>Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等</p> <p>Ⅲ－３－４－２ プライベートバンキング等の留意点等</p> <p>Ⅲ－３－４－２－２ 主な着眼点 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) <u>利益相反の回避及び業務運営上必要な隔壁・情報管理態勢等の確立</u></p>	<p>Ⅲ 主要行等監督上の評価項目</p> <p>Ⅲ－３ 業務の適切性等</p> <p>Ⅲ－３－１ 法令等遵守（特に重要な事項）</p> <p>Ⅲ－３－１－６ 不適切な取引等</p> <p>(削 除)</p> <p>Ⅲ－３－４ 利用者保護ルール等</p> <p>Ⅲ－３－４－２ プライベートバンキング等の留意点等</p> <p>Ⅲ－３－４－２－２ 主な着眼点 (1)・(2) (略)</p> <p>(3) 情報管理態勢等の確立</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>① (略)</p> <p>② <u>また、銀行やグループ関連会社等が共同で同一の顧客に複合的なサービスを提供する場合には、顧客との関係において、個々の取引のみならず、提供する金融商品・サービス内容やその仕組み全体の構成を見渡し、利益相反やビジネス上のコンフリクトが発生していないかについて、十分な検証の下、個々の取引が実行されているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反などの弊害を防止するフロント・ミドル・バックオフィス機能等の明確な隔離・分掌が図られ、また、顧客に提供するサービスや仕組み等が銀行と複数の関係会社等に跨る場合には、それぞれの業務部署及びリーガル・ユニット間の隔壁が適正に確立されているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>	<p>① (略)</p> <p>(削 除)</p> <p>(削 除)</p> <p>② (略)</p> <p>(4)・(5) (略)</p>
<p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新 設)</p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p>	<p>IV 銀行持株会社</p> <p>IV-2 主な留意事項等</p> <p>銀行持株会社の監督上の指針は、「金融コングロマリット監督指針」及び本監督指針の銀行に関する規定に準拠することを基本とするが、銀行持株会社の子会社である銀行の業務の特性等にかんがみ、以下の点にも留意する。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) グループ全体の顧客の利益の保護のための体制の構築 (V-5 参照) に責任のある役割を果たしているか。</u></p> <p>V 銀行グループに対する連結ベースの監督等</p> <p>V-3 銀行及びグループ会社の業務範囲等</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>V-3-2 「その他の付随業務」取扱い</p> <p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p><u>(注3) 算定割当量(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成十年法律第百十七号)第2条第6項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。)の取得若しくは譲渡に関する契約の締結の媒介を行う業務、算定割当量に関する取引のコンサルティング業務も「その他の付随業務」に含まれる。</u></p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準)における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>・銀行等は、その関係金融商品取引業者(当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等(金融商品取引法第31条の4第5項に規定する親銀行等</p>	<p>V-3-2 「その他の付随業務」取扱い</p> <p>(1) 銀行が、従来から固有業務と一体となって実施することを認められてきたコンサルティング業務、ビジネスマッチング業務、M&Aに関する業務、事務受託業務については、取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化の観点から、固有業務と切り離してこれらの業務を行う場合も「その他の付随業務」に該当する。</p> <p>(注1) (略)</p> <p>(注2) (略)</p> <p>(削 除)</p> <p>V-3-3 子会社等の業務範囲</p> <p>V-3-3-4 銀行とその証券子会社等の関係</p> <p>(1) 金融商品取引法等において、銀行とその証券子会社との間等における弊害防止措置が設けられている趣旨及び施行規則第17条の5第2項第5号(子会社対象銀行等を子会社とすることについての認可審査基準)における「子会社対象銀行等の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずる」との趣旨にかんがみ、出資関係等を有する金融商品取引業者との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>・銀行等は、その関係金融商品取引業者(当該銀行等が金融商品取引業者の親銀行等(金融商品取引法第31条の4第3項に規定する親銀行等</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>をいう。)又は子銀行等(金融商品取引法第31条の4第6項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>(2) 銀行等がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第7号に規定する行為を行う場合には、<u>当該関係金融商品取引業者が金融商品取引法第44条の3の規定に基づく弊害防止措置の適用除外の承認を得ることが要求されている。</u>一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>V-3-3-5 金融機関等とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第8条第1項若しくは同法第100条の3に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等(同法施行令第2条の3第4項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。)</u>が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、出資関係等を有</p>	<p>をいう。)又は子銀行等(金融商品取引法第31条の4第4項に規定する子銀行等をいう。)に該当する場合における当該金融商品取引業者をいう。)との間において、金融商品取引法第44条の3の規定により禁止されている行為に関与していないか。</p> <p>(2) 銀行等がその関係金融商品取引業者との間で、法令等遵守管理に関する業務、損失の危険の管理に関する業務、内部監査及び内部検査に関する業務、財務に関する業務、経理に関する業務又は税務に関する業務(以下本項において「内部管理に関する業務」という。)について金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第7号に規定する行為を行う場合には、<u>当該銀行及び金融商品取引業者において、内部管理に関する業務を行う部門から非公開情報が漏えいしない措置を的確に講じていること等、情報管理体制について業務方法書に記載することが求められている。</u>一方、銀行監督の観点からは、内部管理に関する業務の統合によって、銀行等の当該業務遂行の高度化や効率化を図ることが可能となる反面、関係金融商品取引業者との関係で統合された内部管理に関する業務についての責任の範囲や所在が不明確になるリスク、さらに当該銀行等の内部管理に関する業務の責任者が実質的に当該内部管理に関する業務の管理・監督を行わないまま関係金融商品取引業者にその遂行を任せる状態になることによる当該銀行等の実質的な内部管理機能が働かないリスク等、業務の健全かつ適切な運営が阻害されるリスクも発生することから、以下の点に特に留意する必要がある。</p> <p>①～③ (略)</p> <p>V-3-3-5 金融機関等とその関係保険会社の関係</p> <p>保険業法施行規則等において、<u>保険業法第100条の3若しくは同法施行規則第53条の4第2項に規定する特定関係者又は同法第194条に規定する特殊関係者に金融機関等(同法施行規則第53条の4第3項各号に掲げる金融機関及び銀行持株会社をいう。以下同じ。)</u>が該当する場合における当該金融機関等と保険会社等との間等に弊害防止措置が設けられている趣旨にかんがみ、</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（<u>保険業法第8条第1項に規定する特定関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく同法施行規則第53条の4から第53条の6に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) (略)</p>	<p>出資関係等を有する保険会社等との間の行為については、以下の点に留意する必要がある。</p> <p>(1) 金融機関等は、その関係保険会社（当該金融機関等が保険会社の特定関係者（<u>保険業法施行規則第53条の4第2項に規定する特定関係者</u>）に該当する場合における当該保険会社をいう。）との間において、同法第100条の2に基づく同法施行規則第53条の4及び第53条の6に規定する講ずべき措置に反する行為に関与していないか。</p> <p>(2) (略)</p>
<p>V-3-4 議決権の取得制限</p>	<p>V-3-4 議決権の取得制限</p>
<p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(1)・(2) (略)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(3) <u>法第16条の3第7項又は法第52条の24第7項に定める議決権の保有制限の例外の対象となる会社のうち、施行規則第17条の2第5項第3号及び第5号から第8号までに掲げる会社の議決権を、基準議決権数を超えて保有することが認められるのは、当該会社の事業再生に係る計画に盛り込まれている資本調達計画に基づき保有した場合であることに留意する。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>V-5 <u>顧客の利益の保護のための体制整備</u></p> <p>V-5-1 <u>意義</u></p> <p><u>利益相反の弊害は、銀行・証券会社間だけに生じる問題ではなく、銀行（グループ）内の部門間、又は同一金融グループ内の親会社・子会社・兄弟会社・関連会社のいずれの間でも起こりうる問題である。また、情報管理体制が整備されていること等一定の条件の下で、非公開情報をその親法人等・子法人等と授受することが認められていることを踏まえれば、従前以上に利益相反管理の重要性を認識し、適切な経営管理態勢を構築する必要がある。</u></p> <p><u>したがって、より広範な業務を展開する金融グループにあっては、銀行・</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p><u>証券会社間に限らず、グループ内における利益相反による弊害を防止するため、自己責任に基づく規律付けをもって内部統制を行なう必要がある。</u> <u>なお、利益相反を管理するためのルール等は、金融機関が自主的な努力により適切な経営管理態勢やコンプライアンス態勢を構築することで、有効に機能するものであることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>また、利益相反管理態勢を整備するにあたっては、金融グループ内会社等の営む業務内容や規模、特性等を勘案するとともに、銀行又は同一金融グループにおけるレピュテーション・リスクについても配慮する必要がある。</u></p> <p><u>一方、銀行等のグループ会社の中には、当該銀行等の顧客とは無関係の業務を行っているものがあり得ることも踏まえれば、銀行等が行う利益相反管理の水準・深度は、必ずしも同一である必要はないと考えられる。このように、銀行等がグループ内で利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合には、対外的に十分な説明が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p><u>V-5-2 主な着眼点</u></p> <p><u>(1) 利益相反のおそれがある取引の特定等</u></p> <p><u>① 利益相反のおそれがある取引や潜在的に利益相反が発生する可能性がある取引をあらかじめ特定・類型化するとともに、継続的に評価する態勢を整備しているか。</u></p> <p><u>② 利益相反を特定するプロセスは、銀行や銀行のグループ内会社等の業務活動の内容、規模・特性を反映したものとなっているか。</u> <u>また、新規の業務活動や、法規制・業務慣行の変更等に的確に対応し得るものとなっているか。</u></p> <p><u>(2) 利益相反管理の方法</u></p> <p><u>利益相反の特性に応じ、例えば以下のような管理方法を選択し、又は組み合わせることができる体制が整備され、定期的に管理方法の検証が行われているか。</u></p> <p><u>① 部門の分離（情報共有先の制限）</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
	<p><u>情報共有先の制限を行うにあたっては、利益相反を発生させる可能性のある部門間において、システム上のアクセス制限や物理上の遮断を行う等、業務内容や実態を踏まえた適切な情報遮断措置が講じられているか。</u></p> <p>② <u>取引条件又は方法の変更、一方の取引の中止</u> <u>取引条件又は方法の変更、若しくは一方の取引の中止を行うにあたり、親金融機関等又は子金融機関等の役員等が当該変更又は中止の判断に関与する場合を含め、当該判断に関する権限及び責任が明確にされているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反事実の顧客への開示</u> <u>顧客に利益相反の事実を開示する場合には、利益相反の内容、当該取引を行う理由等を明確かつ公正に書面等の方法により開示した上で顧客の同意を得るなど、顧客の公正な取扱いを確保する態勢となっているか。また、開示内容の水準は対象となる顧客の属性に十分に適合したものとなっているか。</u></p> <p>(3) <u>利益相反管理態勢等</u></p> <p>① <u>利益相反を管理・統括する部署（以下、「利益相反管理統括部署」という。）を設置するなど、利益相反を一元的に管理する態勢となっているか。</u></p> <p>② <u>利益相反管理統括部署は、営業部門からの独立性が確保され、十分な牽制が働く態勢となっているか。また、利益相反管理態勢の構築や役職員の意識の向上に努める等の役割を果たし、定期的に利益相反管理態勢の検証を行っているか。</u></p> <p>③ <u>利益相反管理統括部署は、その親金融機関等又は子金融機関等の取引を含め、利益相反管理に必要な情報を集約し、適切な利益相反管理を行う態勢を整備しているか。</u></p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI-2 主な着眼点</p>	<p><u>④ 利益相反管理方針を踏まえた業務運営の手続を定めた社内規則を整備しているか。また、研修・教育等により、利益相反管理について役員及び子金融機関等に周知徹底させる態勢を確保しているか。</u></p> <p>(4) 利益相反管理方針の策定及びその概要の公表</p> <p><u>① 利益相反管理方針には、利益相反の特定方法、類型、管理体制（役員の責任・役割等を含む）や管理方法（利益相反管理の水準・深度に差異を設ける場合は、その内容及び理由を含む）、管理対象の範囲等が明確化されているか。また、当該管理方針は、金融グループ内会社等の営む業務活動の内容や規模等が十分に反映されているか。</u></p> <p><u>② 利益相反管理方針の概要を公表するに際しては、利益相反管理方針の趣旨が明確に現れているものとなっているか。また、公表方法は、例えば、店頭でのポスター掲示やホームページへの掲載など、顧客等に対して十分に伝わる方法となっているか。</u></p> <p>V-5-3 監督手法・対応</p> <p><u>検査結果、不祥事件等届出書等により、顧客の利益の保護のための態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 24 条に基づき報告を求めるものとする。その結果、業務の健全性・適切性の観点から重大な問題があると認められる場合等には、法第 26 条に基づく業務改善命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p><u>その際、利益相反による弊害の発生を認識しているにもかかわらず、その解消に向けた具体的な取組みを行わないなど、内部管理態勢が極めて脆弱であり、その内部管理態勢の改善等に専念させる必要があると認められるときは、法第 26 条に基づく（業務改善に要する一定期間に限った）業務の一部停止命令の発出を検討するものとする。</u></p> <p>VI 外国銀行支店の監督</p> <p>VI-2 主な着眼点</p>

主要行等向けの総合的な監督指針(抄)

現 行	改 正 案
<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 兼職体制が導入された内部管理部門の態勢整備 外国銀行のグループ証券子会社や有価証券関連業務を行う支店等を我が国に設置している金融グループにおいて、<u>いわゆる金融商品取引法が規定する弊害防止措置の適用除外の承認を受けて兼職体制を導入している外国銀行の支店の内部管理態勢の適切性・十分性の点検・改善・充実については、別途、V-3-3-4「銀行とその証券子会社等の関係」を参照のこと。</u></p>	<p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 兼職体制が導入された内部管理部門の態勢整備 外国銀行のグループ証券子会社や有価証券関連業務を行う支店等を我が国に設置している金融グループにおいて、兼職体制を導入している外国銀行の支店の内部管理態勢の適切性・十分性の点検・改善・充実については、別途、V-3-3-4「銀行とその証券子会社等の関係」を参照のこと。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(新設)</p>	<p>別紙様式 2-8 (銀行持株会社が特例子会社対象会社を持株特定子会社とすること) (第1面) 年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p>特例子会社対象会社を持株特定子会社 とすることに係る認可申請書</p> <p>○○を持株特定子会社とすることについて、銀行法第 52 条の 23 の 2 第 3 項の規定に基づき、認可を申請いたします。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>_____ ○ _____</p> <p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 当該銀行持株会社が行う持株特定子会社の経営管理に係る体制を記載した書面 3 銀行の業務に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況を記載した書面 4 株式交換により特例子会社対象会社を持株特定子会社とする場合には、次に掲げる書面 <ol style="list-style-type: none"> (1) 株主総会の議事録その他の必要な手続があったことを証する書面

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案													
<p>(新設)</p>	<p>(2) 株式交換契約の内容を記載した書面 (3) 株式交換費用を記載した書面 5 当該銀行持株会社及びその子会社等につき連結して記載した最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他これらの会社の最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 6 当該認可後における当該銀行持株会社及びその子会社等（子会社等となる会社を含む。）の収支及び連結自己資本比率の見込みを記載した書面 7 当該認可に係る特例子会社対象会社の名称及び主たる営業所又は事務所の位置を記載した書面 8 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る業務の内容を記載した書面 9 当該認可に係る特例子会社対象会社に係る最終の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書その他最近の業務、財産及び損益を知ることができる書面 10 当該認可に係る特例子会社対象会社の役員（役員が法人であるときは、その職務を行うべき者を含む。）の役職名及び氏名又は名称を記載した書面 11 その他次項に規定する審査をするために参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>別紙様式 2－8 (第2面)</p>													
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1128 1066 1431 1118">子 会 社 の 名 称</td> <td data-bbox="1431 1066 2175 1118"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1118 1431 1171">主たる営業所の所在地</td> <td data-bbox="1431 1118 2175 1171"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1171 1431 1224">業 務 の 内 容</td> <td data-bbox="1431 1171 2175 1224"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 1224 1431 1378">会 社 の 状 況</td> <td data-bbox="1431 1224 2175 1378"> <table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	子 会 社 の 名 称		主たる営業所の所在地		業 務 の 内 容		会 社 の 状 況	<table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)
子 会 社 の 名 称														
主たる営業所の所在地														
業 務 の 内 容														
会 社 の 状 況	<table border="0"> <tr> <td>(売上高)</td> <td>(総資産)</td> </tr> <tr> <td>(経常利益)</td> <td>(資本金)</td> </tr> <tr> <td>(当期純利益)</td> <td></td> </tr> </table>	(売上高)	(総資産)	(経常利益)	(資本金)	(当期純利益)								
(売上高)	(総資産)													
(経常利益)	(資本金)													
(当期純利益)														

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
	取締役及び監査役 の役職名及び氏名 (役員履歴を添付)				
	従 業 員 の 数	従 業 員 名			
	総株主等の議決権・ 保有議決権数の状況		取 得 前	取 得 後	増 減
		総株主等の議決権	個	個	個
		保有議決権数	個	個	個
	保有議決権割合	%	%	%	
	申 請 理 由				
実 行 予 定 日	年 月 日 ()				
<p>別紙様式4-1（営業所（支店・出張所）の設置）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p>	<p>別紙様式4-1（営業所（支店）の設置）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 (担当部署、担当者名、担当者連絡先)</p>				

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行		改 正 案																																																			
<p>〇〇支店設置届出書</p> <p>〇〇支店を設置いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>〇</p> <p>(注) 1 記載要領 <u>出張所の設置の場合は本様式を準用すること</u> 2 添付書類 ① 別紙様式4-1の2 ② 設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-1の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">営業所の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1期</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第2期</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業 績 予 想</td> <td>預金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table>		営業所の名称					第1期	第2期			百万円	百万円		業 績 予 想	預金			貸出			損益			人員	人	人	<p>〇〇支店設置届出書</p> <p>〇〇支店を設置いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>〇</p> <p>(注) 添付書類 ① 別紙様式4-1の2 ② 設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-1の2</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">営業所の名称</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第1期</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">第2期</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td style="text-align: center;">百万円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">業 績 予 想</td> <td>預金</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td style="text-align: center;">人</td> <td style="text-align: center;">人</td> </tr> </table> <p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合</p>		営業所の名称					第1期	第2期			百万円	百万円		業 績 予 想	預金			貸出			損益			人員	人	人
営業所の名称																																																					
	第1期	第2期																																																			
	百万円	百万円																																																			
業 績 予 想	預金																																																				
	貸出																																																				
	損益																																																				
	人員	人	人																																																		
営業所の名称																																																					
	第1期	第2期																																																			
	百万円	百万円																																																			
業 績 予 想	預金																																																				
	貸出																																																				
	損益																																																				
	人員	人	人																																																		

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</p> <p>2 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>3 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>別紙様式4-2（営業所（支店・出張所）の位置変更）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p>	<p>には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>別紙様式4-2（営業所（支店）の位置変更）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○○支店位置変更届出書</p> <p>○○支店の位置の変更をいたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p>_____ ○ _____</p>



主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行		改 正 案																																																																								
<p>(注) 1 <u>記載要領</u> 出張所の設置の場合は本様式を準用すること</p> <p>2 添付書類</p> <p>① 別紙様式4-2の2</p> <p>② 位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-2の2</p>		<p>(注) 添付書類</p> <p>① 別紙様式4-2の2</p> <p>② 位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</p> <p>別紙様式4-2の2</p>																																																																								
営業所の名称		営業所の名称																																																																								
業 績 予 想	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>前々期</th> <th>前期</th> <th>見込</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> </tr> <tr> <th colspan="2">百万円</th> <th>百万円</th> <th colspan="2">百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期	百万円		百万円	百万円		百万円	預金						貸出						損益						人員	人	人	人	人	人	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実績</th> <th>前々期</th> <th>前期</th> <th>見込</th> <th>第1期</th> <th>第2期</th> </tr> <tr> <th colspan="2">百万円</th> <th>百万円</th> <th colspan="2">百万円</th> <th>百万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>預金</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>貸出</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>損益</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>人員</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> <td>人</td> </tr> </tbody> </table>	実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期	百万円		百万円	百万円		百万円	預金						貸出						損益						人員	人	人	人	人	人
実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期																																																																					
百万円		百万円	百万円		百万円																																																																					
預金																																																																										
貸出																																																																										
損益																																																																										
人員	人	人	人	人	人																																																																					
実績	前々期	前期	見込	第1期	第2期																																																																					
百万円		百万円	百万円		百万円																																																																					
預金																																																																										
貸出																																																																										
損益																																																																										
人員	人	人	人	人	人																																																																					
<p>(注) 1 <u>出張所の位置変更の場合には、「営業所の原書在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</u></p> <p>2 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載することまた、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>3 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該</p>		<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載することまた、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>2 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p>																																																																								

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>当する欄に変更前の内容も記載すること</p> <p>別紙様式 4-4（営業所（支店・出張所）の廃止）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>（注）<u>1</u> 記載要領 <u>出張所の廃止の場合には、本様式を準用すること</u> <u>2</u> 添付書類 ① 別紙様式 4-4 の 2</p>	<p>別紙様式 4-4（営業所（支店）の廃止）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号 代表者 （担当部署、担当者名、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">○ ○ 支 店 廃 止 届 出 書</p> <p>○○支店を廃止いたしたく、銀行法第8条第1項の規定に基づき、お届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>（注）添付書類 ① 別紙様式 4-4 の 2 ② 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</p>

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案								
<p>② 廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</p>									
<p>別紙様式 4-4 の 2</p>	<p>別紙様式 4-4 の 2</p>								
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="49 438 280 491">営業所の名称</td> <td data-bbox="280 438 1115 491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="49 491 280 523"></td> <td data-bbox="280 491 1115 523"></td> </tr> </table>	営業所の名称				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 438 1350 491">営業所の名称</td> <td data-bbox="1350 438 2177 491"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1115 491 1350 523"></td> <td data-bbox="1350 491 2177 523"></td> </tr> </table>	営業所の名称			
営業所の名称									
営業所の名称									
									
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="49 603 280 667">廃止の日程</td> <td data-bbox="280 603 1115 667"></td> </tr> </table>	廃止の日程		<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1115 603 1350 667">廃止の日程</td> <td data-bbox="1350 603 2177 667"></td> </tr> </table>	廃止の日程					
廃止の日程									
廃止の日程									
<p>(注) 1 出張所の廃止の場合には、「営業所の所在地」欄の次に「母店」欄を設け、母店の名称、所在地及び出張所との距離を記載すること</p> <p>2 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>3 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>	<p>(注) 1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>								
<p>別紙様式 4-5（出張所の設置等（半期分届出用））</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号</p>	<p>別紙様式 4-5（出張所の設置等）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">所在地 商 号</p>								

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案														
<p style="text-align: center;">代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">出張所設置等届出書（年度半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) <u>設置・変更については、別紙様式 4-5 の 2、廃止については 4-5 の 3 を使用する</u>こと</p> <p>別紙様式 4-5 の 2</p> <p style="text-align: center;">出張所の設置・位置変更に関する届出書（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">金融機関名</p> <table border="1" data-bbox="62 1297 1090 1402"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地</th> <th>設置・変更 年月日</th> <th>理由</th> <th>営業日・営業 時間</th> <th>取扱業務</th> <th>保安管理 状況</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </tbody> </table>	名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況								<p style="text-align: center;">代表者 (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: center;">出張所設置等届出書（年度半期分）</p> <p>標記のことについて、銀行法第 53 条第 1 項第 8 号及び同法施行規則第 35 条第 1 項第 4 号の規定に基づき、別紙のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">○</p> <p>(注) <u>1 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表（別紙様式 4-5 の 2）を作成し、個別表（設置については別紙様式 4-5 の 3、位置変更については 4-5 の 4、廃止については 4-5 の 5）も添付すること</u></p> <p><u>2 不必要な文字は削除のうえ作成すること</u></p> <p><u>3 添付書類</u></p> <p>① <u>出張所設置の場合、設置する営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u></p> <p>② <u>出張所位置変更の場合、位置変更前及び位置変更後の営業所の場所を示した地図及びその営業所の略図</u></p> <p>③ <u>廃止営業所付近の金融機関営業所分布状況の略図</u></p> <p>(削除)</p>
名称	所在地	設置・変更 年月日	理由	営業日・営業 時間	取扱業務	保安管理 状況									

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行							改 正 案																					
<p>(注) 1 「営業時間」欄は窓口の営業時間とCD等の営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること</p> <p>2 「保安管理状況」欄は、防犯カメラ、警備状況マニュアル整備状況等について記載すること</p>																												
<p>別紙様式4-5の3</p> <p>出張所の廃止に関する届出書（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">金融機関名</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>所在地及び業務承継店</th> <th>廃止年月日</th> <th>理由</th> <th>廃止に伴う措置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>								名称	所在地及び業務承継店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置																(削除)
名称	所在地及び業務承継店	廃止年月日	理由	廃止に伴う措置																								
<p>(新設)</p>																												
<p>別紙様式4-5の2</p> <p>出張所の設置・位置変更・廃止に関する届出書 総括表（ 年度 半期分）</p> <p style="text-align: center;">金融機関名</p>																												

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案					
(新設)	番号	設置・位置変更・廃止の別	名称	所在地 (位置変更の場合は新旧所在地を記載)	設置・変更・廃止年月日	理由
(注) 半期毎にまとめて提出する場合は、総括表を作成し、個別表を添付すること						
別紙様式 4-5の3						
出張所の名称						
設置予定地						
母店	名 称					
	所 在 地					
	出張所との距離					
設 置 日	年 月 日					
理 由						
営 業 日						
営 業 時 間						
取 扱 業 務						

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案			
	営業所の概要	土地 建物構造 延面積 営業室 相手方 土地 建物	m ² (坪) 所有・買取・賃借 m ² (坪) 一人当たり m ² (坪) 一人当たり	新築・買取・賃借 坪 坪
	開設費用	土地 取得費 保証金 権利金 賃借料 (月) 建物 建築費 保証金 敷 金 賃借料 (月)	千円 (坪当たり " (" " (" " (" " (" " (" " (" " ("	千円) " " " " " " "
	犯罪防止措置 及び 顧客情報管理			
	業 績 予 想	預金 貸出 損益 人員	第 1 期 百万円 人	第 2 期 百万円 人
(新設)	(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載すること 2 「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること 別紙様式 4-5 の 4			

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
	出張所の名称				
	新 所 在 地				
	旧 所 在 地				
	母 店	名 称			
		所 在 地			
		出張所との距離			
	位置変更日	年	月	日	
	理 由				
	営 業 日				
	営 業 時 間				
	取 扱 業 務				
	新営業所の概要	土地	m ² (坪)	所有・買取・賃借	
		建物構造	新築・買取・賃借		
		延面積	m ² (坪)	一人当たり	坪
	営業室	m ² (坪)	一人当たり	坪	
	相手方	土地			
開 設 費 用	土地	取得費	千円 (坪当たり	千円)	
		保証金	" (")	
		権利金	" (")	
		賃借料 (月)	" (")	
		建物	建築費	" (")
			保証金	" (")
			敷 金	" (")

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案							
		賃借料（月）					"（ "）	
	犯罪防止措置 及び 顧客情報管理							
	業績実績・予想	実績 預金 貸出 損益 人員	前々期 百万円 人	前期 百万円 人	見込	第1期 百万円 人	第2期 百万円 人	
(新設)	<p>(注) 1 「営業時間」欄は、窓口での営業時間とCD等のみの営業時間が異なる場合には、それぞれ区分して記載することまた、「犯罪防止措置及び顧客情報管理」欄には、防犯カメラ、警備状況、マニュアル整備状況等について記載すること</p> <p>2 位置変更前に比し、営業日、営業時間、取扱業務に変更がある場合には、該当する欄に変更前の内容も記載すること</p>							
	別紙様式4-5の5							
	出張所の名称							
	出張所の所在地							
	母店	名 称						
所 在 地								
出張所との距離								
業務承継店								

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案			
	廃 止 日			
	理 由			
	廃止後の措置	業務 行員 不動産		
	業 務 実 績 (取引実績)	預金 貸出 損益 人員	実績 人	前々期 百万円 人
(新設)	<p>(注) 1 「業務承継店」欄には、営業所の名称、所在地及び廃止営業所との距離を記載すること</p> <p>2 廃止跡に銀行代理業者の営業所又は事務所が設置される場合は、「廃止後の措置」欄にその旨を記載すること</p>			
	<p>別紙様式 8-1 (外国銀行代理業務に係る認可)</p> <p style="text-align: right;">(第1面)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p>			

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案
	<p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>外国銀行代理業務に係る認可申請書</p> <p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第1項の規定により認可を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。</p> <p>（注）添付書類 （申請者が銀行法施行規則第34条の2第1項に該当する場合）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の主要な株主又は持分を保有する者（以下この号において「主要株主等」という。）の氏名、住所又は居所、国籍及び職業（主要株主等が法人その他の団体である場合には、その名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び営んでいる事業の内容）並びにその保有する株式の数又は出資の金額を記載した書面 6 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案										
	<p>8 当該銀行と所属外国銀行との間の当該申請に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案</p> <p>9 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>10 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p>(申請者が銀行法施行規則第34条の2第2項に該当する場合)</p> <p>1 理由書</p> <p>2 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面</p> <p>3 その他審査をするため参考となるべき事項を記載した書面</p> <p style="text-align: right;">(第2面)</p> <table border="1" data-bbox="1131 783 2175 1321"> <tr> <td data-bbox="1131 783 1547 890">1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td> <td data-bbox="1547 783 2175 890"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 890 1547 997">2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数</td> <td data-bbox="1547 890 2175 997">従業員 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 997 1547 1054">3. 所属外国銀行の業務の種類</td> <td data-bbox="1547 997 2175 1054"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1054 1547 1161">4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td> <td data-bbox="1547 1054 2175 1161"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1161 1547 1321">5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容</td> <td data-bbox="1547 1161 2175 1321"></td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">(第3面)</p>	1. 所属外国銀行の商号及び代表者		2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名	3. 所属外国銀行の業務の種類		4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図		5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容	
1. 所属外国銀行の商号及び代表者											
2. 所属外国銀行の役員及び従業員の数	従業員 名										
3. 所属外国銀行の業務の種類											
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図											
5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容											

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案															
<p>(新設)</p>	<p>(別添1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地 商号、名称又は氏名 【所属銀行名】 (年 月 日現在)</p> <table border="1" data-bbox="1131 395 2175 670"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>所 在 地</th> <th>取 扱 業 務 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(主たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(従たる営業所又は事務所)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>別紙様式8-2 (外国銀行代理業務に係る届出)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名 (法人にあっては、代表者の氏名) (担当部署、担当者、担当者連絡先)</p> <p style="text-align: right;">外国銀行代理業務に係る届出書</p>	名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容	(主たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)			(従たる営業所又は事務所)		
	名 称	所 在 地	取 扱 業 務 の 内 容													
	(主たる営業所又は事務所)															
	(従たる営業所又は事務所)															
	(従たる営業所又は事務所)															
(従たる営業所又は事務所)																

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案																																
	<p>外国銀行代理業務を営みたく、銀行法第52条の2第2項の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 528 2175 1015"> <tr> <td data-bbox="1131 528 1583 584">1. 所属外国銀行の商号及び代表者</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 528 2175 584"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 584 1583 639">2. 所属外国銀行の役員及び従業員</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 584 2175 639"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 639 1583 695">3. 所属外国銀行の業務の種類</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 639 2175 695"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 695 1583 802">4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 695 2175 802"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 802 1583 963">5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 802 2175 963"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 963 1583 1015">6. 実行（予定）日</td> <td colspan="2" data-bbox="1583 963 2175 1015" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td> </tr> </table> <p>（別添1：外国銀行代理業務を営む営業所又は事務所の名称及び所在地）</p> <p style="text-align: right;">商号、名称又は氏名</p> <p>【所属銀行名】 （ 年 月 日現在）</p> <table border="1" data-bbox="1131 1209 2175 1423"> <thead> <tr> <th data-bbox="1131 1209 1512 1265">名 称</th> <th data-bbox="1512 1209 1825 1265">所 在 地</th> <th data-bbox="1825 1209 2175 1265">取り扱う業務の内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 1265 1512 1321">（主たる営業所又は事務所）</td> <td data-bbox="1512 1265 1825 1321"></td> <td data-bbox="1825 1265 2175 1321"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1321 1512 1377">（従たる営業所又は事務所）</td> <td data-bbox="1512 1321 1825 1377"></td> <td data-bbox="1825 1321 2175 1377"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 1377 1512 1423">（従たる営業所又は事務所）</td> <td data-bbox="1512 1377 1825 1423"></td> <td data-bbox="1825 1377 2175 1423"></td> </tr> </tbody> </table>			1. 所属外国銀行の商号及び代表者			2. 所属外国銀行の役員及び従業員			3. 所属外国銀行の業務の種類			4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図			5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容			6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）		名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容	（主たる営業所又は事務所）			（従たる営業所又は事務所）			（従たる営業所又は事務所）		
1. 所属外国銀行の商号及び代表者																																	
2. 所属外国銀行の役員及び従業員																																	
3. 所属外国銀行の業務の種類																																	
4. 所属外国銀行及び所属外国銀行グループの組織図																																	
5. 外国銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称・所在地及び取り扱う業務の内容																																	
6. 実行（予定）日	年 月 日（ ）																																
名 称	所 在 地	取り扱う業務の内容																															
（主たる営業所又は事務所）																																	
（従たる営業所又は事務所）																																	
（従たる営業所又は事務所）																																	

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案	
<p>(新設)</p>	<p>(従たる営業所又は事務所)</p>	
	<p>(注) 添付書類</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 理由書 2 所属外国銀行の定款又は性質を識別するに足りる書面 3 所属外国銀行の主たる営業所の存在を証明する書面 4 所属外国銀行の代表権を有する役員の資格を証明する書面 5 所属外国銀行の最終の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書その他最近における業務、財産及び損益の状況を知ることができる書面 6 当該銀行と所属外国銀行との間の資本関係を記載した書面 7 当該銀行と所属外国銀行との間の当該届出に係る外国銀行代理業務の委託契約書の案 8 当該申請に係る外国銀行代理業務の内容及び方法を記載した書面 <p>別紙様式 8 - 3 (所属外国銀行に関する資本金(出資)の額の変更届出書)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案												
(新設)	<p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>所属外国銀行に関する資本金（又は出資金）の額の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の資本金（又は出資）の額が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第1号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;"></td> <td style="text-align: center;">変 更 後</td> <td style="text-align: center;">（ 百万円）換算レート1＝ 円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">資本金（出資）の額</td> <td style="text-align: center;">変 更 前</td> <td style="text-align: center;">（ 百万円）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">実 行 日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>別紙様式8-4（所属外国銀行に関する商号（本店所在地）の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p>		変 更 後	（ 百万円）換算レート1＝ 円	資本金（出資）の額	変 更 前	（ 百万円）	実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
		変 更 後	（ 百万円）換算レート1＝ 円										
	資本金（出資）の額	変 更 前	（ 百万円）										
	実 行 日	年 月 日（ ）											
	理 由												

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案											
<p>(新設)</p>	<p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>所属外国銀行に関する商号（又は本店所在地）の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の商号（又は本店所在地）が変更になりましたので、銀行法第52条の2の9第1項第2号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p>記</p> <table border="1" data-bbox="1131 866 2175 1086"> <tr> <td rowspan="2">商号（本店所在地）</td> <td>変 更 後</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変 更 前</td> <td></td> </tr> <tr> <td>実 行 日</td> <td colspan="2">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td>理 由</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>別紙様式 8－5（所属外国銀行に関する合併届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	商号（本店所在地）	変 更 後		変 更 前		実 行 日	年 月 日（ ）		理 由		
	商号（本店所在地）		変 更 後									
変 更 前												
実 行 日	年 月 日（ ）											
理 由												

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案												
	<p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p>主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p>所属外国銀行に関する合併届出書</p> <p>所属外国銀行が合併しましたので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 916 2175 1399"> <tbody> <tr> <td data-bbox="1131 916 1328 1399" rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">合併後の 所属外国銀行 に関する事項</td> <td data-bbox="1328 916 1601 971">商号及び代表者</td> <td data-bbox="1601 916 2175 971"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 971 1601 1027">本店所在地</td> <td data-bbox="1601 971 2175 1027"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1027 1601 1134">所属外国銀行の 役員及び従業員の数</td> <td data-bbox="1601 1027 2175 1134" style="text-align: center;">従業員 名</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1134 1601 1241">所属外国銀行の 業務の種類</td> <td data-bbox="1601 1134 2175 1241"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1328 1241 1601 1399">所属外国銀行及び 所属外国銀行グルー プの組織図</td> <td data-bbox="1601 1241 2175 1399"></td> </tr> </tbody> </table>		合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者		本店所在地		所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名	所属外国銀行の 業務の種類		所属外国銀行及び 所属外国銀行グルー プの組織図	
合併後の 所属外国銀行 に関する事項	商号及び代表者												
	本店所在地												
	所属外国銀行の 役員及び従業員の数	従業員 名											
	所属外国銀行の 業務の種類												
	所属外国銀行及び 所属外国銀行グルー プの組織図												

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案	
<p>(新設)</p>	実 行 日	年 月 日 ()
	理 由	
	<p>(注) 添付書類は8-1を参照すること</p> <p>別紙様式8-6（所属外国銀行に関する事業譲渡（事業譲受け）届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: center;">所属外国銀行に関する事業譲渡（又は事業譲受け）の届出書</p> <p>所属外国銀行が事業の譲渡をしました（又は譲受けました）ので、銀行法第52条の2の9第1項第3号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案	
	事業譲渡（又は譲受け）の相手方	
	事業譲渡（又は譲受け）の内容	
	事業譲渡（又は譲受け）に伴う費用等	（ 百万円）換算レート1＝ 円
	実 行 日	年 月 日（ ）
	理 由	
(新設)	(注) 1. 「事業譲渡に伴う費用等」欄には、収入についても記載すること 2. 事業譲渡の場合は、事業譲渡先外国銀行に係る書類（8-1を参照）を添付すること	
	<p>別紙様式8-7（所属外国銀行に関する解散（廃業）届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p> <p style="text-align: right;">所属外国銀行に関する解散（又は廃業）届出書</p>	

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(新設)</p>	<p>所属外国銀行が解散（又は廃業）をしましたので、銀行法第52条の2の9第1項第4号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 528 2175 639"> <tr> <td data-bbox="1131 528 1487 584">解散（又は廃業）年月日</td> <td data-bbox="1489 528 2175 584">年 月 日（ ）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 585 1487 639">理 由</td> <td data-bbox="1489 585 2175 639"></td> </tr> </table> <p>(注) 添付書類 清算人による解散後の措置を記載した書面（顧客情報管理の取扱い等を含む。）</p> <p>別紙様式 8-8（所属外国銀行に関する銀行業の免許取り消しに係る届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあつては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p>	解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）	理 由	
	解散（又は廃業）年月日	年 月 日（ ）			
理 由					

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(新設)</p>	<p>所属外国銀行に関する銀行業免許等取り消しに係る届出書</p> <p>所属外国銀行が銀行業の免許を取り消しされたので、銀行法第52条の2の9第1項第5号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1131 627 2175 735"> <tr> <td data-bbox="1131 627 1451 683">免許取消し等年月日</td> <td data-bbox="1453 627 2175 683">年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1131 684 1451 735">理 由</td> <td data-bbox="1453 684 2175 735"></td> </tr> </table> <p>別紙様式 8-9（所属外国銀行に関する破産手続開始の決定に係る届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p>	免許取消し等年月日	年 月 日 ()	理 由	
	免許取消し等年月日	年 月 日 ()			
理 由					

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案				
<p>(新設)</p>	<p>所属外国銀行の破産手続開始の決定に係る届出書</p> <p>所属外国銀行が破産手続開始を決定されたので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 6 号の規定に基づき、下記のとおりお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" data-bbox="1133 579 2175 687"> <tr> <td>破産手続開始の申立てを行った年月日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> <tr> <td>破産手続開始の決定を行った年月日</td> <td>年 月 日 ()</td> </tr> </table> <p>別紙様式 8-10（所属外国銀行に関する発行済株式（出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書）</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>金融庁長官 ○○○○ 殿</p> <p style="text-align: right;">主たる営業所等の所在地 商号又は名称 氏名（法人にあっては、代表者の氏名） （担当部署、担当者、担当者連絡先）</p>	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()	破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()
	破産手続開始の申立てを行った年月日	年 月 日 ()			
破産手続開始の決定を行った年月日	年 月 日 ()				

主要行等向けの総合的な監督指針（様式・参考資料編） 新旧対照表

現 行	改 正 案						
	<p>所属外国銀行に関する発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者の変更届出書</p> <p>所属外国銀行の発行済株式（又は出資の総額）の百分の五十を超える数を保有する者に変更があったので、銀行法第 52 条の 2 の 9 第 1 項第 7 号及び施行規則第 34 条の 2 の 34 第 1 項の規定に基づき、下記の通りお届けいたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p>						
	株主（又は出資者）の構成	変 更 前			変 更 後		
氏名又は名称		所有株式数（又は出資金額）	割合	氏名又は名称	所有株式数（又は出資金額）	割合	
		千株 （百万円）	%		千株 （百万円）	%	